

県民税利子割・配当割の特別徴収義務者の皆様へ

平成 25 年度及び平成 26 年度税制改正、マイナンバー制度の施行により、平成 28 年 1 月 1 日以降に支払われる利子、配当について、公社債等の商品の区分、納税義務者、申告書の様式が変わります。

1 平成 28 年 1 月 1 日施行（平成 25 年度及び平成 26 年度改正など）の主な改正事項

(1) 商品区分、課税方法の変更

○利子割の対象とされていた商品の一部が配当割の対象となります。

＜主なもの＞

公社債の利子等のうち「特定公社債の利子」が配当割となります。

○同族会社（法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社）が発行した社債の利子の一部が総合課税となります。

※商品の取扱いは、所得税に準じます。租税特別措置法・所得税の規定により分離課税とされる利子所得は、利子割の対象となります。

○特定公社債とは

国債、地方債、公募公社債、上場公社債など、租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項第 1 号又は第 5 号から第 14 号までに規定された公社債が特定公社債となります。

当該第 14 号の規定により、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債は、発行時に同族会社だった法人を除き、全て「特定公社債」になるとされており、平成 28 年 1 月 1 日以降に、これらの利子が支払われる場合は、配当割として申告納入することとなります。

○私募債について

平成 28 年 1 月 1 日以降に支払われる私募債（同族会社発行分を除く）の利子は、発行年月日により取扱いが異なり、次のとおりとなります。

・平成 27 年 12 月 31 日以前発行分：「特定公社債の利子」（配当割の申告）

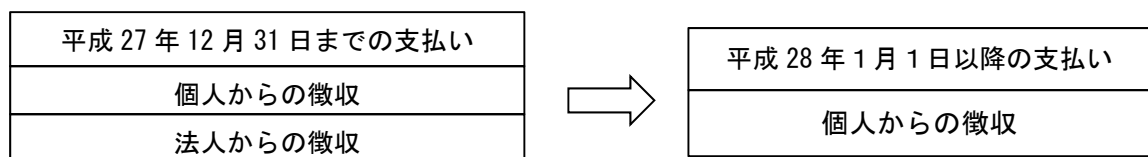
・平成 28 年 1 月 1 日以降発行分：「特定公社債以外の利子」（利子割の申告）

※同族会社が発行した私募債の利子については、支払の確定時期において同族会社であり、支払を受けるものが同族会社の判定の基礎となる株主等の場合、総合課税となり、利子割（所得税の分離課税）の対象とはなりません。

※詳しくは、県税事務所にお問い合わせください。

(2) 県民税利子割の納税義務者の変更

平成 28 年 1 月 1 日以降に支払われる利子の納税義務者は、個人のみとなります。



平成 28 年 1 月 1 日以降に、法人に支払われる利子については、特別徴収の対象とはならず、申告納入する必要はありません。

(3) 申告納入書の様式の変更

商品区分の変更に伴い、利子割・配当割に係る全ての申告納入書の様式が変更になります。

平成 27 年 12 月 31 日以前支払分は、改正前の様式を使用し、平成 28 年 1 月 1 日以降支払分は、改正後の様式を使用してください。

期限後申告や追加申告で、平成 27 年 12 月 31 日以前支払分を納期限後に申告する場合も、改正前の様式を使用してください。（様式をお持ちでない場合は、所管する県税事務所にご連絡ください。）

※利子割の「第 12 号の 4 の 3 様式」で申告する懸賞金付預貯金、定期積立金等、配当割の「第 12 号の 14 様式」で申告する源泉徴収選択口座内配当等については、商品の範囲に変更はありませんが、申告書に記載されている商品（種類）のコードが変わります。

＜次頁に続く＞

(4) マイナンバー制度の施行に伴う法人番号の記載

改正後の様式の法人番号欄に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15号に規定する「法人番号」を記載してください。

※平成28年1月1日以降支払分の申告において記載が必要となります。

(参考)株式等譲渡所得割については、商品区分、コードの改正はありませんが、申告納入書の様式に法人番号欄が追加されます。また、更正請求書など、県税事務所へ提出する書類の一部について、法人番号の記載が必要となります(様式に法人番号欄が追加されます。)

2 配当割の納入申告

(1) 申告納入先の都道府県

配当割は、配当を受け取る個人の住所地の都道府県が申告納入先となります。

※兵庫県においては、全地域、神戸県税事務所が所管事務所となります。

<p>利子割</p> <p>利子等の支払を行う営業所等が所在する都道府県(課税事務所)に申告納入</p>	<p>配当割</p> <p>配当等の支払を受ける個人の住所がある都道府県に申告納入</p>
--	---

(2) 申告納入の方法

金融機関等の窓口において、納入申告書により納入と申告を行ってください。

(3) 納入申告書の送付

申告書がお手元に無い場合は、神戸県税事務所にご連絡ください。

3 配当割(特定公社債の利子)の申告書記載例について

※4枚複写の様式となっています(例は1枚目)。

道府県民税配当割特別徴収税額計算書(配) 道府県民税配当割納入申告書

兵庫県 知事殿 所在地及び名称 神戸市中央区下山手通〇丁目〇番地〇号

平成28年03月04日提出 特別徴収義務者 株式会社〇〇〇〇商事 (所属) 総務部経理係 〇〇 (電話) 078-000-0000

法人番号 1234567890123 旧法人番号

口座番号 01190-2-960004番 加入者名 神戸県民センター出納員

支払金額	01	1	2	3	4	5	6	7
税額	02			6	1	7	2	0
(延滞金)	03							
納入金額合計	04			6	1	7	2	0

課税事務所 神戸県税事務所 指定金融機関名 三井住友銀行神戸公務部 (とりまとめ局) 大阪貯金事務センター (〒539-8794)

上記のとおり配当割の納入について申告します。(都道府県保管)

「兵庫県」を記載
 利子の支払月を記載
 担当部署、電話番号、担当者名を記載
 「神戸県税事務所」を記載
 兵庫県の収納機関、口座番号等を記載
 支払金額は左[11]の支払額

種類

51 上場株式等の配当等

52 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配

53 特定投資法人の投資口の配当等

54 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの

55 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金

区分	支払額	税額
課税	11	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
非課税等	12	1 1 1
計	13	1 2 3 5 6 7 8

摘要

申告商品にチェック

法人番号を記載

納税義務者毎に端数切捨てを行うため、支払額×5%≧税額となります。

<参考 県税事務所一覧>

県税事務所	所管する地域(利子割)	電話
神戸県税事務所	神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区 ※配当割・株式等譲渡所得割は、兵庫県の全地域を所管します。	078-361-8542
西神戸県税事務所	神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区	078-737-2373
西宮県税事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市	0798-39-1535
伊丹県税事務所	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	072-785-9417
加古川県税事務所	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	079-421-9902
加東県税事務所	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	0795-42-9339
姫路県税事務所	姫路市、神河町、市川町、福崎町	079-281-9126
龍野県税事務所	たつの市、宍粟市、相生市、赤穂市、太子町、上郡町、佐用町	0791-63-5670
豊岡県税事務所	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	0796-26-3628
丹波県税事務所	篠山市、丹波市	0795-73-3746
洲本県税事務所	洲本市、南あわじ市、淡路市	0799-26-2032